

受講者募集!!

消費者問題マスター講座

最新の消費者被害（トラブル）の事例や関係法令などについて幅広く学ぶことができます。消費者問題に関心のある方はもちろん、身近な地域や職場や学校などでも役立つ講座をご用意しています！

開講期間・回数

令和7年9月～12月の間で全13回

応募要件

- 全13回のうち、9回以上受講できること
9回以上出席の場合、修了証書を交付（公的な資格を証するものではありません。）
- 都内在住、または在勤・在学であること

消費者問題の第一線でご活躍されている弁護士や大学教授、消費者団体等の方々の講義により、体系的に知識を習得できます！



受講料
無料

こんな方におすすめ！

- 高齢者の見守りなど、地域における活動に活かしたい
- 学校での消費者教育に活用したい
- 社員の消費者教育や顧客対応に役立てたい
- 消費者問題に関して知識を深めたい、研究してみたい

受講方法

▼ご都合に合わせて、各回お選びいただけます▼
※受講には申込が必要です（詳しくは裏面へ）

①ライブ配信

平日の夜（19-21時）

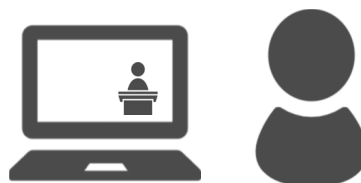
オンライン受講で講師への質問もできます



②見逃し配信

講座終了後、10日間程度配信予定

①の録画映像をYouTubeで視聴できます



日程とプログラム

①ライブ配信 …………… 各日19:00～21:00

②オンデマンド配信(ライブ配信終了後、10日間程度配信)

※②の具体的な日程は、後日「受講者専用ページ」を設けてご案内

回	受講日 (ライブ配信)	テーマ・講師	概要
1	9月8日 (月)	消費者市民	いま、公正かつ持続可能な社会を目指して積極的に行動する「消費者市民」が求められています。誰もが安心して暮らせるために、消費者市民としてどう行動したらよいか、現在までの消費者問題の歴史なども学びながら、未来志向の消費者の在り方を一緒に考えます。
		「消費者市民としての私たちの役割」 横浜国立大学名誉教授 西村 隆男 氏	
2	9月16日 (火)	消費生活行政	消費者が安全に安心して生活するために、行政はどのような役割を果たすべきでしょうか。このテーマに取り組むため、まず、消費生活行政の歴史を振り返りつつ、現在の法制度について学びます。その上で、デジタル化をはじめ社会が急速に変化・複雑化する中で、これからの消費生活行政はどうあるべきかについて考えます。
		「消費生活行政の現状と課題」 明治学院大学法学部 准教授 福島 成洋 氏	
3	9月22日 (月)	製品安全	生活の中で使用する製品による重篤な事故が、心身機能が変化する子供や高齢者を中心に繰り返されています。 本講座では、安全の問題を例題に、データと人の知恵を活用して解決可能にする新たなアプローチについて解説します。科学的なデータや人工知能を活用した事故予防法の基本的考え方、簡単に実践できる予防法、行政の新たな試みなどをわかりやすく紹介します。
		「データからデザインへ」 ～人生100年時代の製品・サービスデザインの方法～ 国立大学法人東京科学大学工学院 教授 西田 佳史 氏	
4	9月30日 (火)	契 約	事業者の巧みな話に乗せられて「つい契約してしまった」などといった場合も、消費者の味方となる法制度を知っていれば、トラブルを解決できる可能性があります。 消費者問題を解決するために、まずは民法による「契約の成立」「取消」「無効」など契約の基本ルールについて学びます。
		「契約の基礎知識 ①」 ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏	
5	10月7日 (火)	契 約	消費者と事業者との間には、情報の質や量、交渉力に格差があり、すべての私人が平等・対等であることを前提とした民法のみでは消費者の利益が守られない場合があります。 そこで、消費者の利益擁護を図ることを目的とした、民法の特別法である消費者契約法について学びます。
		「契約の基礎知識 ②」 ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏	
6	10月15日 (水)	金融・投資商品	本講座では、金融商品取引法や「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の概要、金融トラブルの現状を確認し、その背景、手口等について事例を元に紹介します。また、資産運用の基本を理解した上で、安心して金融資産等を運用するための情報を、わかりやすくお話しします。
		「金融（商品）の基礎知識とトラブル事例」 金融経済教育推進機構 J-FLEC講師 向藤原 寛 氏	

回	開催日 (ライブ配信)	テーマ・講師	概要
7	10月20日 (月)	契 約	訪問販売や通信販売等、トラブルの多い取引類型について規制する「特定商取引法」。「特定商取引法」の対象取引を含む各種取引で支払手段として使われることの多いクレジットについて規制した「割賦販売法」。 これらの法律により消費者がどのように保護されるのか、消費者として抑えていきたい基礎知識を学びます。
		「特定商取引法・割賦販売法の基礎知識」 弁護士 洞澤 美佳 氏	
8	10月27日 (月)	食生活	食生活は、社会環境の変化に伴って大きく変わり、その影響から様々な問題が生じています。 本講座では、食育基本法を踏まえて、日本の食生活の現状や課題、食育の意義や講師が取り組んできた食育の実践（食体験・食環境づくり）などについて解説します。
		「食生活の改善と食育の実践」 女子栄養大学栄養学部 教授 武見 ゆかり 氏	
9	11月4日 (火)	食品表示	食品表示の法律は、2015年食品表示法施行後、原料原産地表示など様々な改正が行われています。また、健康食品のトクホ、機能性表示食品などの表示ルールも食品表示法で規定されており、2024年3月に発生したサプリメントの問題を受けて制度改正も行われています。 食品表示をめぐる現状と課題を知り、消費者としてどのような選択をすべきなのかを学びます。
		「食品表示をめぐる現状と課題」 ～食品の賢い選び方～ (一社) Food Communication Compass 代表 森田 満樹 氏	
10	11月11日 (火)	高齢者被害	高齢者を対象とした、訪問販売等の巧妙・強引な勧誘や欺瞞的な広告による悪質商法被害が増えています。その被害防止の取組として、地域における高齢者の見守りネットワークの構築があります。 被害を未然に防ぐ連携体制の重要性や今後の課題、高齢者を取り巻く状況や高齢者見守りネットワーク構築のあり方について解説します。
		「高齢者の見守りネットワーク構築に向けて」 ～高齢者の消費者被害防止のために～ 弁護士 池本 誠司 氏	
11	11月18日 (火)	消費行動 	近年、「エシカル消費（倫理的消費）」という消費行動が注目されています。 「エシカル消費」とは何か、どんな取組があるのかについて紹介します。また、普段の私たちの消費の背景にはどんな問題が存在し、私たち消費者の立場でどういった行動をすれば問題に対して貢献することができるのかについて学びます。
		「エシカル消費」 ～商品の選択で私たちができる社会貢献とは？～ 法政大学大学院政策創造研究科 准教授 (公財) 消費者教育支援センター 理事・首席主任研究員 (一社) 日本エシカル推進協議会 理事 柿野 成美 氏	
12	11月25日 (火)	I T 社会	本講座では、インターネットの基礎知識からネットメディアの特性やネットをきっかけとしたトラブルの実態、ステルスマーケティングなど最近の動向まで、デジタル社会に潜む各種の脅威と、その脅威から身を守る対策、インターネットを利用する上で私たちが気を付けることや正しく利用する方法を学びます。
		「デジタル社会に潜む脅威と対策」 ～インターネットとうまくつき合うには～ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授 山口 真一 氏	
13	12月2日 (火)	被害救済制度	近年、消費者被害に遭ったときの対処方法（自治体や企業等が設置する窓口、ADR、少額訴訟、民事調停、消費者団体訴訟制度等）は増えてきましたが、理解はまだ広く進んでいるとは言えない状況です。そこで、消費者被害に遭った時の対処法や、その特徴について学びます。
		「消費者被害の救済」 弁護士 村 千鶴子 氏	

申込方法

電子申請

STEP1

以下のURL（「消費者問題マスター講座」ページ）にアクセス



スマートフォン
タブレットは
二次元コードから

▶ https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza_m250624.html

STEP2

ページ内の【申込はこちら】をクリック ▶ 電子申請フォームへ

※ 電子申請が困難な場合は下部の「問い合わせ先」までご連絡ください。

申込期限

8月13日（水） 受信有効 （8月27日（水）までにメールで通知）

昨年の受講者の声

- 消費者市民などの概念や講師としてすぐ利用できそうなトラブル事例紹介など、多岐にわたる内容でした。（区民向け講座の講師）
- これまでの知識のアップデートに加え、新しい知識を得ることができました。（会社員）
- 各分野で著名な先生方の講義をたくさん聞くことができ、非常に質の高い講座だと感じました。（公務員）
- 健康や社会貢献などに関心があり、興味深く受講できました。授業にも活かせる内容でした。（教職員）

修了された方には、
各区市が実施する様々な
講座やイベントで、
担い手として活躍できる
情報をお届けします！



相談インコ

問い合わせ先

東京都消費生活総合センター 活動推進課 「マスター講座担当」

Tel：03-3235-1157



リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。